

新旧対照表

【治山・林道事業標準歩掛表（富山県版）】

（**共通事項**・治山事業・林道事業・作業日当たり標準作業量）

改正後	現 行	備 考																																																																																										
共 通 事 項	共 通 事 項																																																																																											
<p>1-1 仮設費関係</p> <p>1-1-1 【省略】</p> <p>1-1-2 <u>鋼製マット敷設・撤去工（S5619）</u></p> <p>1. 適用範囲 鋼製マットを運搬路等の路面へ敷設、又は撤去作業に適用する。 <u>【削除】</u></p> <p>2. 施工歩掛 表 2.1 鋼製マット敷設・撤去歩掛 (1日あたり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工区分</th> <th>標準施工量 (㎡/日)</th> <th>普通作業員 (人/日)</th> <th>機械運転日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷設<u>【削除】</u>・撤去</td> <td>570</td> <td>6.4</td> <td>1.78</td> </tr> <tr> <td>敷設<u>【削除】</u></td> <td>570</td> <td>3.6</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td><u>【削除】</u>撤去</td> <td>730</td> <td>3.6</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td><u>【削除】</u></td> <td><u>【削除】</u></td> <td><u>【削除】</u></td> <td><u>【削除】</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 鋼製マットの敷設・撤去到に伴う移動手間を含む。 2. 床拵えは、含まない。</p> <p>3. 【省略】</p> <p>4. 単価表 表 4.1 鋼製マット敷設・撤去の単価表 (1㎡あたり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>規 格</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼製マット賃料</td> <td></td> <td>㎡</td> <td></td> <td><u>【削除】</u></td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td>普通作業員 /D</td> <td>表 2.1</td> </tr> <tr> <td>ラフテレーンクレーン賃料</td> <td>油圧伸縮ジブ型 20 t 吊</td> <td>日</td> <td>機械運転日数/D</td> <td>表 3.1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. D：1日あたり標準施工量</p> <p>1-1-3 【省略】</p> <p>1-2 ~ 1-5 【省略】</p>	施工区分	標準施工量 (㎡/日)	普通作業員 (人/日)	機械運転日数	敷設 <u>【削除】</u> ・撤去	570	6.4	1.78	敷設 <u>【削除】</u>	570	3.6	1.00	<u>【削除】</u> 撤去	730	3.6	1.00	<u>【削除】</u>	<u>【削除】</u>	<u>【削除】</u>	<u>【削除】</u>	名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要	鋼製マット賃料		㎡		<u>【削除】</u>	普通作業員		人	普通作業員 /D	表 2.1	ラフテレーンクレーン賃料	油圧伸縮ジブ型 20 t 吊	日	機械運転日数/D	表 3.1	計					<p>1-1 仮設費関係</p> <p>1-1-1 【省略】</p> <p>1-1-2 <u>土工用マット（鋼製マット）敷設（S5610）</u></p> <p>1. 適用範囲 <u>(1) 土工用マット（鋼製マット）</u>運搬路等の路面へ敷設、又は撤去作業に適用する。 <u>なお、供用日数が、720日を越える場合は適用できない。</u></p> <p>2. 施工歩掛 表 2.1 鋼製マット類敷設・撤去歩掛 (1日あたり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工区分</th> <th>標準施工量 (㎡/日)</th> <th>普通作業員 (人/日)</th> <th>機械運転日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷設<u>～賃料～</u>撤去</td> <td>570</td> <td>6.4</td> <td>1.78</td> </tr> <tr> <td>敷設<u>～賃料</u></td> <td>570</td> <td>3.6</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td><u>賃料～</u>撤去</td> <td>730</td> <td>3.6</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>撤去</td> <td><u>730</u></td> <td><u>3.6</u></td> <td><u>1.00</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 鋼製マット類の敷設・撤去到に伴う移動手間を含む。 2. 床拵えは、含まない。</p> <p>3. 【省略】</p> <p>4. 単価表 表 4.1 鋼製マット敷設・撤去の単価表 (1㎡あたり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>規 格</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼製マット賃料</td> <td></td> <td>㎡</td> <td></td> <td><u>表 2.1</u></td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td>普通作業員 /D</td> <td>表 2.1</td> </tr> <tr> <td>ラフテレーンクレーン賃料</td> <td>油圧伸縮ジブ型 20 t 吊</td> <td>日</td> <td>機械運転日数/D</td> <td>表 3.1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. D：1日あたり標準施工量</p> <p>1-1-3 【省略】</p> <p>1-2 ~ 1-5 【省略】</p>	施工区分	標準施工量 (㎡/日)	普通作業員 (人/日)	機械運転日数	敷設 <u>～賃料～</u> 撤去	570	6.4	1.78	敷設 <u>～賃料</u>	570	3.6	1.00	<u>賃料～</u> 撤去	730	3.6	1.00	撤去	<u>730</u>	<u>3.6</u>	<u>1.00</u>	名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要	鋼製マット賃料		㎡		<u>表 2.1</u>	普通作業員		人	普通作業員 /D	表 2.1	ラフテレーンクレーン賃料	油圧伸縮ジブ型 20 t 吊	日	機械運転日数/D	表 3.1	計					<p>記載内容が S5619 の内容のため修正 (S5619 は S5979 と S5610 で構成されている)</p>
施工区分	標準施工量 (㎡/日)	普通作業員 (人/日)	機械運転日数																																																																																									
敷設 <u>【削除】</u> ・撤去	570	6.4	1.78																																																																																									
敷設 <u>【削除】</u>	570	3.6	1.00																																																																																									
<u>【削除】</u> 撤去	730	3.6	1.00																																																																																									
<u>【削除】</u>	<u>【削除】</u>	<u>【削除】</u>	<u>【削除】</u>																																																																																									
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要																																																																																								
鋼製マット賃料		㎡		<u>【削除】</u>																																																																																								
普通作業員		人	普通作業員 /D	表 2.1																																																																																								
ラフテレーンクレーン賃料	油圧伸縮ジブ型 20 t 吊	日	機械運転日数/D	表 3.1																																																																																								
計																																																																																												
施工区分	標準施工量 (㎡/日)	普通作業員 (人/日)	機械運転日数																																																																																									
敷設 <u>～賃料～</u> 撤去	570	6.4	1.78																																																																																									
敷設 <u>～賃料</u>	570	3.6	1.00																																																																																									
<u>賃料～</u> 撤去	730	3.6	1.00																																																																																									
撤去	<u>730</u>	<u>3.6</u>	<u>1.00</u>																																																																																									
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要																																																																																								
鋼製マット賃料		㎡		<u>表 2.1</u>																																																																																								
普通作業員		人	普通作業員 /D	表 2.1																																																																																								
ラフテレーンクレーン賃料	油圧伸縮ジブ型 20 t 吊	日	機械運転日数/D	表 3.1																																																																																								
計																																																																																												

新旧対照表

【治山・林道事業標準歩掛表（富山県版）】

（共通事項・**治山事業**・林道事業・作業日当たり標準作業量）

改正後

① 裸苗 (100本あたり)

名称	単位	数量		適要
		【削除】	【削除】	
特殊作業員	人	0.12	【削除】	
普通作業員	人	0.29	【削除】	

(注) 1. 補正係数は「2-4(2)①傾斜区分」を適用する。

2. 「裸苗」とは、苗畑で露地栽培される苗木をいう。

② コンテナ苗 (100本あたり)

名称	単位	数量		適要
		苗木60cm未満	苗木60cm以上	
特殊作業員	人	0.11	0.15	
普通作業員	人	0.25	0.34	

(注) 1. 補正係数は「2-4(2)①傾斜区分」を適用する。

2. 「コンテナ苗」とは、根巻きを防止できる容器を使用し生産された、根鉢付き苗木をいう。

(4) 【省略】

(5) 植栽・補植（肥料木）歩掛（S6586） (100本あたり)

名称	形状寸法	単位	数量	適要
特殊作業員	普通の山行苗	人	0.10	植穴掘付、植付の一連作業
普通作業員	普通の山行苗	人	0.23	植穴掘付、植付の一連作業

(注) 1. 補正係数は「2-4(2)①傾斜区分」を適用する。

2-4-3 ~ 2-4-6 【省略】

2-4-7 下刈り（海岸防災林）（S6601）

1. 適用範囲

本歩掛は、海岸林造成事業として造成された植林地において、草刈機と鎌の併用で実施する全刈り（1回刈り及び2回刈り）の下刈作業に適用する。

2. 施工歩掛

(haあたり)

名称	単位	数量		適要
		静砂工有り	静砂工無し	
特殊作業員	人	7.3	8.3	
普通作業員	人	4.8	0.9	
諸雑費率	%	2	2	

備考1 諸雑費は、草刈機の損料、燃料代等の経費であり、労務費の合計額に上表の率を乗じて得た金額を上限として計上する。

2 静砂工有とは、植林地を静砂垣等により一定の大きさの区画に区切っている場合である。

現行

【新設】 (100本あたり)

名称	単位	数量		適要
		普通苗	コンテナ苗	
特殊作業員	人	0.12	0.11	
普通作業員	人	0.29	0.25	

(注) 1. 補正係数は「2-4(2)①傾斜区分」を適用する。

【新設】

【新設】

(4) 【省略】

(5) 植栽・補植（肥料木）歩掛（S6586） (100本あたり)

名称	形状寸法	単位	数量	適要
【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】
普通作業員	普通の山行苗	人	0.33	植穴掘付、植付の一連作業

(注) 1. 補正係数は「2-4(2)①傾斜区分」を適用する。

2-4-3 ~ 2-4-6 【省略】

【新設】

「森林整備保全事業標準歩掛の制定について」の改正による

「森林整備保全事業標準歩掛の制定について」の改正による

歩掛を新規に追加（R4必携まで参考歩掛であったが本歩掛となり新設要望があったもの）

新旧対照表

【治山・林道事業標準歩掛表（富山県版）】

（共通事項・**治山事業**・林道事業・作業日当たり標準作業量）

改正後

現行

備考

3. 現地条件による補正

下刈歩掛（全刈り（1回刈り及び2回刈り））に対する補正は、作業地内の植生被覆率の状況に応じて次表により行う。

区分	植生被覆率	補正率 (%)
	50%未満	-10
	50%以上～80%未満	± 0
	80%以上	+10

備考1 植生被覆率は、植生が地表面を被覆している割合で、下刈の対象とする草木類と占有植生（占有植生の区分は問わない。）の地表面に対する水平投影面積を百分率で表したものである。

2 作業地の条件等から本補正率が適用できない場合は、工程調査の実績を参照する等により別途の補正方法等を考慮することができる。

4. 回数による補正

本標準工程は、年1回下刈（全刈り）を行う場合を標準としたものであり、年2回下刈（全刈り）を実施する場合は、次表により補正を行う。

区分	補正係数 (%)	
年1回下刈りを行う場合	100	
年2回下刈りを実施する場合	1回目	100
	2回目	86

2-4-8 ～ 2-4-11 【省略】

2-4-13 除伐（天然林）（S6599）

除伐（天然林）歩掛 (1haあたり)

名称	単位	上層植生区分			摘要
		疎	中	密	
特殊作業員	人	3.78	4.20	4.62	
普通作業員	人	9.18	10.20	11.22	
チェーンソー運転経費 (鋸長 600mm)	日	1.35	1.50	1.65	【削除】
草刈機運転経費 (カッター径 255mm 1.3kw)	日	2.43	2.70	2.97	【削除】

(注) 1～4 【省略】

2-4-7 ～ 2-4-10 【省略】

2-4-12 除伐（天然林）（S6599）

除伐（天然林）歩掛 (1haあたり)

名称	単位	上層植生区分			摘要
		疎	中	密	
特殊作業員	人	3.78	4.20	4.62	
普通作業員	人	9.18	10.20	11.22	
チェーンソー運転経費 (鋸長 600mm)	日	1.35	1.50	1.65	燃料消費量 ガソリン 4.2リットル/台・日
草刈機運転経費 (カッター径 255mm 1.3kw)	日	2.43	2.70	2.97	燃料消費量 ギヤオイル 1.2リットル/台・日 混合油 3.2リットル/台・日

(注) 1～4 【省略】

番号の修正

番号の修正

燃料消費量を表から削除

新旧対照表

【治山・林道事業標準歩掛表（富山県版）】

（共通事項・**治山事業**・林道事業・作業日当たり標準作業量）

改正後	現 行	備 考																																
<p>2-4-14 歩道刈払 (S6602)</p> <p>歩道刈払歩掛 (1,000mあたり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特殊作業員</td> <td>人</td> <td>次表による</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td>人</td> <td>次表による</td> <td></td> </tr> <tr> <td>草刈機運転経費 (カッター径 255 mm 1.3kw)</td> <td>日</td> <td>特殊作業員と同じ</td> <td><u>【削除】</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>表.【省略】</p> <p>2-4-15 ~ 2-4-27 【省略】</p> <p>2-5 ~ 2-7 【省略】</p>	名 称	単 位	数 量	摘 要	特殊作業員	人	次表による		普通作業員	人	次表による		草刈機運転経費 (カッター径 255 mm 1.3kw)	日	特殊作業員と同じ	<u>【削除】</u>	<p>2-4-13 歩道刈払 (S6602)</p> <p>歩道刈払歩掛 (1,000mあたり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特殊作業員</td> <td>人</td> <td>次表による</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td>人</td> <td>次表による</td> <td></td> </tr> <tr> <td>草刈機運転経費 (カッター径 255 mm 1.3kw)</td> <td>日</td> <td>特殊作業員と同じ</td> <td><u>燃料消費量</u> <u>混合油 3.2リットル/台・日</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>表.【省略】</p> <p>2-4-14 ~ 2-4-26 【省略】</p> <p>2-5 ~ 2-7 【省略】</p>	名 称	単 位	数 量	摘 要	特殊作業員	人	次表による		普通作業員	人	次表による		草刈機運転経費 (カッター径 255 mm 1.3kw)	日	特殊作業員と同じ	<u>燃料消費量</u> <u>混合油 3.2リットル/台・日</u>	<p>番号の修正</p> <p>燃料消費量を表から削除</p> <p>番号の修正</p>
名 称	単 位	数 量	摘 要																															
特殊作業員	人	次表による																																
普通作業員	人	次表による																																
草刈機運転経費 (カッター径 255 mm 1.3kw)	日	特殊作業員と同じ	<u>【削除】</u>																															
名 称	単 位	数 量	摘 要																															
特殊作業員	人	次表による																																
普通作業員	人	次表による																																
草刈機運転経費 (カッター径 255 mm 1.3kw)	日	特殊作業員と同じ	<u>燃料消費量</u> <u>混合油 3.2リットル/台・日</u>																															

新 旧 対 照 表

【治山・林道事業標準歩掛表（富山県版）】

（共通事項・治山事業・**林道事業**・作業日当たり標準作業量）

改正後	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">林 道 事 業</p> <p>3-1 ~ 3-2 【 省 略 】</p> <p>3-3 舗装関係 3-3-1 コンクリート舗装工（S6314~S6315） 1. 適用範囲 (1) ~ (4) 【 省 略 】 (5) <u>機械舗設</u>歩掛は、土木部の施工歩掛を参考としているので、詳細については、土木工事標準積算基準書（道路編）を参照すること。 <u>人力舗設歩掛は森林整備保全事業標準歩掛としている。</u></p> <p>2~4 【 省 略 】</p> <p>3-3-2 ~3-3-3 【 省 略 】</p> <p>3-4 【 省 略 】</p>	<p style="text-align: center;">林 道 事 業</p> <p>3-1 ~ 3-2 【 省 略 】</p> <p>3-3 舗装関係 3-3-1 コンクリート舗装工（S6314~S6315） 1. 適用範囲 (1) ~ (4) 【 省 略 】 (5) <u>本</u>歩掛は、土木部の施工歩掛を参考としているので、詳細については、土木工事標準積算基準書（道路編）を参照すること。 <u>【 新 設 】</u></p> <p>2~4 【 省 略 】</p> <p>3-3-2 ~3-3-3 【 省 略 】</p> <p>3-4 【 省 略 】</p>	<p>「森林整備保全事業標準歩掛の制定について」の改正による （人力舗設歩掛を新設）</p>

新旧対照表

【治山・林道事業標準歩掛表（富山県版）】

（共通事項・治山事業・林道事業・作業日当たり標準作業量）

改正後

現行

備考

①裸苗

傾斜度	作業日当たり標準作業量
0～30° 以下	244 本/日
30° を超える	222 本/日

②コンテナ苗

傾斜度	コンテナ苗サイズ	作業日当たり標準作業量
0～30° 以下	苗木 60 cm未満	278 本/日
30° を超える		253 本/日
0～30° 以下	苗木 60 cm以上	204 本/日
30° を超える		186 本/日

(4)～(5) 【省略】

2-4-3 ～ 2-4-6 【省略】

2-4-7 下刈り（海岸防災林）

（補正なし）

区分	作業日当たり標準作業量
静砂工有り	0.137 ha/日
静砂工無し	0.120 ha/日

【新設】

【新設】

(4)～(5) 【省略】

2-4-3 ～ 2-4-6 【省略】

【新設】

歩掛の新設により追加

新旧対照表

【治山・林道事業標準歩掛表（富山県版）】

（共通事項・治山事業・林道事業・作業日当たり標準作業量）

改正後				現行			備考
(現地条件及び回数による補正あり)							
区分	植生被覆率	回数	作業日当たり 標準作業量				
静砂工有り	50%未満	1回目	0.152 ha/日				番号の修正
		年2回刈りの2回目	0.177 ha/日				
	50%以上～80%未満	1回目	0.137 ha/日				
		年2回刈りの2回目	0.159 ha/日				
	80%以上	1回目	0.125 ha/日				
		年2回刈りの2回目	0.145 ha/日				
静砂工無し	50%未満	1回目	0.134 ha/日				
		年2回刈りの2回目	0.156 ha/日				
	50%以上～80%未満	1回目	0.120 ha/日				
		年2回刈りの2回目	0.140 ha/日				
	80%以上	1回目	0.110 ha/日				
		年2回刈りの2回目	0.127 ha/日				
2-4-8 ~ 2-4-27 【省略】				2-4-7 ~ 2-4-26 【省略】			
2-5 ~ 2-7 【省略】				2-5 ~ 2-7 【省略】			
林道事業				林道事業			
3-1 ~ 3-2 【省略】				3-1 ~ 3-2 【省略】			
3-3 舗装関係				3-3 舗装関係			機械舗設は、 国交省の作業日当 り標準作業量から 転用した 人力舗設は、 「森林整備保全事 業標準歩掛の制定 について」の改正 による
3-3-1 コンクリート舗装工 (S6314、S6315)				3-3-1 コンクリート舗装工 (S6314、S6315)			
施工方法	施工条件	作業日当たり 標準作業量		施工方法	施工条件	作業日当たり 標準作業量	
機械舗設	1車線施工	111 m2/日		機械舗設	1車線施工	12.2 m2/日	
	2車線施工	152 m2/日			2車線施工	21.0 m2/日	
人力舗設	平均舗装厚 20cm 以上	47 m2/日		人力舗設	平均舗装厚 20cm 以上	7.1 m2/日	
	平均舗装厚 20cm 未満	69 m2/日			平均舗装厚 20cm 未満	10.3 m2/日	
3-3-2 ~ 3-3-3 【省略】				3-3-2 ~ 3-3-3 【省略】			
3-4 【省略】				3-4 【省略】			